

茨城県男女共同参画推進員募集要領

(趣旨)

第1条 男女共同参画に関する取組みを推進するためには、行政はもとより、県民、事業者、市町村などが連携し、社会のあらゆる分野において取り組む必要がある。

茨城県では、特に男女共同参画の理念などの普及啓発を広く効果的に進めるとともに、地域に密着した推進を図るために、茨城県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置し、広く県民に公募するものとする。

(応募資格)

第2条 応募しようとする者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、地方公共団体の長及び議会議員は推進員になることはできない。

- (1) 茨城県内に住所を有している者。
- (2) 20歳以上（令和2年4月1日現在）で、男女共同参画の理念をよく理解し、その推進のために活発に活動する意欲がある者。

(募集方法等)

第3条 募集方法等は次のとおりとする。

(1) 応募方法

別添応募用紙（様式第1号）に必要事項を記載し、添付書類（レポート）を添えて郵送等により、女性活躍・県民協働課へ提出するものとする。

なお、県が実施した女性海外派遣事業（ハーモニーフライトいばらき）参加者については、添付書類（レポート）の提出は必要ないものとする。また、現在推進員として委嘱されている者のうち、任期満了後も継続して推進員として活動することを希望する者については、女性活躍・県民協働課にその意思表示をすることで応募の申込みがあったものとみなし、応募用紙（様式第1号）と添付書類（レポート）の提出を省略することができるものとする。

- (2) 応募先 茨城県県民生活環境部 女性活躍・県民協働課 女性活躍担当
〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL029-301-2178 FAX029-301-2190
E-mail: josei-kenmin2@pref.ibaraki.lg.jp

(3) 募集期間

令和2年3月2日（月）から3月25日（水）まで（当日消印有効）とする。

(選考)

第4条 選考は、女性活躍・県民協働課長が行うものとする。

(推進員の委嘱)

第5条 推進員は知事が委嘱し、推進員証を交付するものとする。

(推進員の任期等)

第6条 推進員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(推進員の解任)

第7条 次のいずれかに該当すると認められるときは、推進員の職を解くことができる。

- (1) 推進員から辞退の申し出があったとき。
- (2) 推進員としてふさわしくない行為があったとき。

(推進員の活動・研修等)

第8条 推進員は主に次に掲げる活動等を実施するものとする。

- (1) 地域情報の提供・広報誌等の配布などの啓発活動
- (2) 男女共同参画に関する相談窓口の紹介などの各種情報の提供
- (3) 男女共同参画の推進に資する地域での自主活動
- (4) 「男女共同参画推進月間」などでの啓発協力
- (5) その他男女共同参画を推進するために必要な諸活動

2 推進員の資質向上や相互の連携を深めるために県が行う研修会に参加するよう努めるものとする。

3 前二項の活動等を行うにあたっての報酬・旅費等の費用弁償は行わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。